

独立行政法人教職員支援機構の令和4年度計画

文部科学大臣へ届出

令和4年 3月29日

令和4年 6月30日（変更）

令和4年 8月26日（変更）

令和4年12月23日（変更）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づき、令和4年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

令和4年度は、国の教育政策上必要とする研修の効果的な実施や調査研究等を通じ、教職員等の資質・能力の向上に寄与し、教職員等に対する総合的支援拠点としての機能を充実させる取組を推進する。

また、令和3年11月15日に実施された中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会において示された「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（審議まとめ）」の内容などを踏まえ関係機関と連携し必要な取組を行う。加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に十分留意し、必要な対応を行う。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 学校教育関係職員に対する研修

(1) 実施する研修の基本的な内容

中期計画に基づき、国として実施する責務を有する研修について、別紙1の「1. 教職員等中央研修」、「2. 学校経営に関する基盤研修」及び「3. 教育課題に対応する指導者養成研修」のとおり各研修を実施するほか、機構が企画する研修を関係機関との協働により実施する。

また、上記の各研修以外に国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

なお、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、主催する研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを目標としつつ、特に女性教職員の割合が低い下記の研修については、過去の実績等を勘案した上で、女性教職員の割合についての目標値を個々に設定する。令和4年度において

は、主催する研修のうち6割の研修で目標を達成する。

(目標値 20%以上)

- ・教職員等中央研修のうち校長研修
- ・体力向上マネジメント指導者養成研修
- ・キャリア教育指導者養成研修

(目標値 10%以上)

- ・生徒指導基幹研修
- ・いじめ問題理解基幹研修
- ・学校安全指導者養成研修
- ・学校教育の情報化指導者養成研修

(2) 研修の高度化及び体系化

国として実施する責務を有する研修のうち、教職員等中央研修については、シームレスな研修体系の構築を目指し、校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修、次世代リーダー育成研修、4～8年目教員育成研修、事務職員研修の6研修を実施する。また、全ての研修を5日間の集合・宿泊型研修とし、オンラインによる事前研修を課すことで研修の効果をさらに高める。

学校経営に関する基盤研修、教育課題に対応する指導者養成研修は、原則3日間のオンライン研修とし、それぞれの研修の特性に応じて、最適な実施形態を探る。

調査研究プロジェクト「ポストコロナ時代の新たな研修スタイルの確立に関する調査研究プロジェクト」を実施し、第6期中期目標期間中に3年間かけてオンライン研修の強みを最大限に引き出す研修プログラムの開発を行う。

(3) 集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の確立

教職員等中央研修は集合・宿泊型研修とし、学校経営に関する基盤研修と教育課題に対応する指導者養成研修は原則オンライン研修として実施し、調査研究と関連づけながら、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を追求する。

特にオンライン研修における講義・演習・課題・フォローアップ等の最適な方法の組合せについては、ナショナルセンターとして先導的な取組を実施する。それらの取組の検証については調査研究プロジェクトを継続し、研究成果を踏まえて研修の最適化とその普及について検討する。

(4) 地域センター（連携協定を締結した教職大学院のうち、都道府県等と大学の連携・協働並びに教職員の養成・採用・研修の一体改革の地域拠点となる大学）を拠点と

した高度で多様な研修機会を提供する仕組みの構築

前年度までの地域センターの活動をさらに発展させ、当機構のミッションに掲げる教職員の養成・採用・研修の一体改革と教職員の資質能力の向上に資する取組を充実するとともに、各地域における教育委員会との連携体制の構築を図りつつ、成果を全国に波及するための取組を推進する。

具体的には、急激に変化する教育現場への支援は待ったなしの状況であり、喫緊の教育課題に対応する研修、地域センターの強みや特色を生かした研修等の開発をさらに促進し、その成果を機構のホームページやLMS（オンライン研修を提供する学習管理システム：Learning Management System）等を活用して広く全国に発信する。

（5）研修の目標とする成果の指標

中期計画に定めた、研修全般の目標とする成果の指標については、以下の①、②のとおり、新たな研修フェーズに対応した研修体系を確立することを最重要指標としており、その達成に向けた着実な進展を図る。

- ① 調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図る。
- ② ICT活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立する。

また、中期計画に定めた、各研修の目標とする成果の指標について、研修ごとに以下に掲げる方法により達成状況を把握するとともに、その達成を図る。達成できなかった場合は、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

別紙1の「1. 教職員等中央研修」の成果指標は、以下の①～③とする。

- ① 演習・協議を中心とし、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた取組を着実に進めるとともに、演習・協議に最適な人数（20人程度）による班構成（ユニット）を基本に設定する標準定員を、別紙1のとおり定め、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする。
- ② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る。
- ③ 学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、85%以上から、「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

なお、アンケート調査等の結果を踏まえ、研修成果活用の具体的な取組について分析を行う等、研修内容の改善について検討を行う。

別紙1の「2. 学校経営に関する基盤研修」及び「3. 教育課題に対応する指導者養成研修」は原則オンライン研修で実施することとし、研修効果の最大化を図る観点から多様な研修方法・形態等を組み込み、最適な組合せを3年間（令和5年度まで）で検討し、確立することとしており、達成に向けた取組を着実に進める。それまでの間、定量的な成果指標については暫定的に以下の①及び②とする。

- ① 標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする。
- ② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法・形態等についてのアンケート調査等を実施する。多様な研修方法・形態等を組み込むことを踏まえ、80%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。

（6）研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

研修の効果的・効率的な実施を図るため、以下に掲げる方法を導入する。

- ① 国の教育政策の方向性や地方公共団体等の研修ニーズ等を適切に把握するとともに、大学、関係機関及び企業等との連携協力を一層進めるほか、調査研究の成果を活用し、研修内容の高度化を図る。また、新たな教育課題等に迅速に対応するためのセミナーを企画実施する。
- ② 効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行うとともに、全国各地の研修改善のモデルとなるよう成果の発信に努める。また、集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を検討する。
- ③ 個々の研修においては、機構の研修プロデューサーが、研修全体の目標を明確に設定するとともに、当該目標に照らした適切な研修内容の構築に努める。その内容を事前に講師と共有し、研修の実施を通して研修の趣旨が受講者に浸透するよう、研修プロデュース・ファシリテートの機能を発揮する。
- ④ 課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れ、研修効果を高める。また、演習や協議の実施にあたっては、全ての受講者が積極的に発言し、思考を深めることができるよう、別紙1に掲げるユニットを基本に行う。
- ⑤ 政府関係機関の地方移転に関する基本方針（平成28年3月22日 まち・ひと・

しごと創生本部決定)に基づき提案地方公共団体と連携して開催する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人において、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。

(7) 研修の内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、事業年度の評価結果について不断に検証し、必要な場合には、中期計画に定めた研修の見直し基準により、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

・研修の見直し基準

研修成果の活用状況等についてのアンケート調査等において、「機構での研修成果を効果的に活用できている」割合が50%を下回った場合には、見直し等の措置を講じる。

ただし、別紙1の「2. 学校経営に関する基盤研修」及び「3. 教育課題に対応する指導者養成研修」は、集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修を確立するまでの間、研修と調査研究を連携・往還させる必要があることから、研修の見直し基準を適用しない。

2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言

各任命権者が策定する公立学校の校長及び教員の資質に関する指標、研修計画及び実施される研修の充実等に資するよう、ICT環境の整備が進む中で必要とされる資質能力の向上の在り方を含め、機構の研修実施機能、調査研究機能及び関係機関間ネットワーク機能を活用した専門的助言等を行う。

専門的助言等を行うに当たっては、指標等に関する相談窓口及び「情報交換の広場」を開設するとともに、全国の指標の分析を行う。

3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

(1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助

都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及び援助を行う。

①教職員への指導、助言及び援助

ア オンライン研修動画コンテンツの充実

都道府県教育委員会等のニーズを踏まえ、校内研修シリーズや学習指導要領編、実践力向上シリーズ等の一層の充実を図り、教員等の自主的な研修を促す

環境作りに寄与する。

イ 教職員の資質向上に関する情報発信

教職員の資質向上に関する情報を、ホームページやメールマガジン等により広く情報発信し提供する。

ウ 学校現場における優れた実践の表彰及び取組の普及

学校現場において教育課題の解決に取り組んだ優れた実践を表彰するとともに、その取組を普及し、教職の魅力を発信する。

エ 情報交換を行う場の提供

教職員が大学や教育委員会等の学校教育関係諸機関の職員との情報交換を行う場の提供を行う。

②教育委員会への指導、助言及び援助

ア 教職員研修の将来像の提案をはじめとした教職員研修の改善・充実に資する情報提供

機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、研修と調査研究の両輪で教職員研修の在り方を追求し、その成果をもって教育委員会が実施する教職員研修の将来像を提案・牽引していくこととしており、その達成に向けた着実な進展を図る。

また、教職員研修の改善・充実に資する情報提供を行う。情報提供に当たっては、教育委員会と大学等との連携促進のために研究協議等の意見交換を行う場の提供や、研修手法等の普及のための機構職員の講師派遣等を行う。

イ 教育委員会等の研修への指導、助言及び援助

教育委員会等の研修企画・立案担当者を対象とする会議を開催する。また、教育委員会と大学等の学校教育関係諸機関の職員との情報交換を行う場の提供を行う。

さらに、教育委員会等が実施する研修への支援等を行うため、研修に関する相談窓口を設置する。

ウ 教育委員会等の研修の企画立案・運営を担う人材育成

各教育委員会におけるマネジメント研修の高度化・体系化を推進するため、教育委員会における研修の企画立案・運営において中核的な役割を担う人材を機構に派遣させ、OJTによる実地研修、調査研究等を通じて、その育成を図る。

エ 地方公共団体からの要請を踏まえた研修に関する事業への援助

地方公共団体単独での実施が困難な事業について、別紙1の「4. 地方公共団体からの要請を踏まえて実施する事業」のとおり実施する。

(2) 教職大学院等との連携・協力

教職大学院など国内外の大学等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教員研修・支援のハブ機能の整備・充実を図る。そのため、教職大学院等との連携協力協定の締結を基に、相互の取組の充実を図るとともに、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流を支援する。また、海外の大学や政府機関等と連携し、海外の教員を対象とした研修等を実施する。

①教職大学院との連携協定

教職大学院等の大学との連携協定を継続し、かつ、連携の質の高度化を図るとともに、当機構のミッションに掲げる教職員の養成・採用・研修の一体改革と教職員の資質向上に資する取組を進め、全国に波及するための協働体制の構築を図り、関係機関間ネットワークのハブ機能を強化する。

②教職大学院の教職員に対する支援

教職大学院の教員等の研究・交流支援のための会議を開催し、教職大学院等と教育委員会が連携・開発した研修プログラムの普及を図るほか、教員養成及び現職研修のカリキュラム向上を促進する。

③教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院の院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。また、教職を志す学生等に対し、校内研修シリーズ等を情報発信するなど、利活用の促進を進めるとともに、学びの機会を広く提供する。

④海外の大学等に対する支援

タイ王国政府や国内外の教職大学院等と連携し、タイ王国の教員等に対する研修を実施する。

4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及

(1) 調査研究の実施

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の一体的改革、研修の高度化・体系化、教職への優秀な人材の確保など、我が国の教員政策に資する調査研究を計画的に行う。

教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとする。特に、「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて(審議のまとめ)」等の趣旨を踏まえた調査研究テーマに再編成する。具体的には、令和4年度は、以下の課題に対応した調査研究を推進する。

- ①現場のニーズを踏まえた実証的研修体系モデルの構築
- ②ポストコロナ時代の新たな研修スタイルの確立
- ③教職員等中央研修の高度化・体系化
- ④校内研修プロデュース、ファシリテーション

- ⑤教職の魅力向上
- ⑥ICT を活用した学習指導の充実

調査研究を進めるに当たっては、教育委員会と連携し、学校や教育委員会が抱える課題を適切に把握できる仕組みの構築を図る。

(2) 成果の普及

調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら、その成果の普及を図る。

5. 免許法認定講習等の認定に関する事務

免許法認定講習等の認定に関する事務について、文部科学省と緊密な連携を図りつつ、関係法令を踏まえ、本講習の認定に関する事務を確実に実施する。

6. 教員資格認定試験の実施に関する事務

教員資格認定試験の実施に関する事務について、関係法令を踏まえ、本試験問題作成及び試験実施に関する事務を確実に実施する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

機構の業務運営に際しては、一般管理費について、経費節減のための見直しを継続して行い、計画的な削減に努めることとし、前年度に比較して1%以上、また、業務経費についても前年度に比較して1%以上の効率化を図る。

なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、経費の削減の一層の推進を図る。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び国立青少年教育振興機構と共同した間接業務等の実施に当たっては、費用対効果等を検証しつつ継続して行う。

契約業務においては、調達等合理化計画を着実に実施し、競争契約における一者応札件数の割合を10%未満とするなど適正な調達を行い、契約監視委員会において点検を実施する。

さらに、物品等の購入に当たっては、環境負荷の低減に資するべく引き続き環境物品等の調達を推進する。

また、研修のICT化のための環境整備を進めるとともに、内部業務についてもペーパーレスを推進し、電子化に向けた取組を進める。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

固定経費の削減、財務内容等の透明性の確保に努め、適切な予算管理を行うとともに、研修・宿泊施設について、ホームページ等を通じ外部に向けた更なる利用促進を図り、自己収入の確保を図る。

自己収入の取扱いにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により、自己収入が年度計画策定時の見通しよりも下回る可能性も勘案しつつ、収支計画の作成及び必要に応じた見直しを行い、当該収支計画による運営を行う。

また、近隣施設の料金等を検証しつつ、貸付料金の設定を行い、自己収入の拡充を図る。

1. 予算

別紙2のとおり。

2. 収支計画

別紙3のとおり。

3. 資金計画

別紙4のとおり。

Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合や想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

Ⅴ 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、研修に関する指導、助言及び援助等の充実、調査研究事業の充実、免許法関連事務の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備整備等の充実に充てる。

Ⅵ その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

1. 施設・設備に関する計画

- ・ 施設・設備の老朽化対策を計画的に行うとともに、従来の集合・宿泊型研修に加えて、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックス

スを指向するハイブリッド研修にふさわしい施設・設備等の整備を行う。

- ・ 施設・設備等のバリアフリー化を進めるほか、感染防止・衛生管理を含め、受講者が安全かつ安心して研修に取り組めるよう、施設・設備等の整備を行う。
- ・ 研修施設について、学校教育関係職員等を対象とした研修利用を引き続き促進し、施設の有効利用を図る。
- ・ 運動施設について、地域のスポーツ施設又は防災拠点等として有効活用するため、近隣市町村や学校等への周知を行うとともに、ホームページ等を通じた貸出可能日時等の提示に取り組み、施設の有効利用を図る。
なお、研修施設・運動施設の貸出は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意しつつ取り組む。
- ・ 保有施設については、研修事業の在り方を検討し、その確立を図った上で、受講者における受講環境の整備の観点から、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。

2. 人事に関する計画

- ・ 機構のミッションを実現するために必要な人材育成を目指し、プロパー職員の資質向上とキャリアアップを図る。その観点も踏まえ、外部機関との人事交流を積極的に活用する等、デジタル技術を活用できる人材を含め、多様な専門的人材を確保・育成し、適切な人事配置を行う。
- ・ 手当を含む役職員給与については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その検証結果や取組状況を公表する。
- ・ 教員研修等の企画・立案、実施、評価等のより一層の充実を図るため、また、機構職員としてのスキルアップを図るため、所内及び所外の研修会への参加機会を支援する。

3. 内部統制・ガバナンスの充実・強化

独立行政法人教職員支援機構法を踏まえ、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点としての使命を果たすため、機構組織の役割を明確化し、さらなる強化を図る。さらに、中期目標及び中期計画に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、機構のミッションや理事長の理念を組織内の各層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる取組を行う。

また、内部統制システムの充実・強化を図り、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかのモニタリング・検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。

- ・ 機構のミッションを果たすため、役職員一人一人がミッションを意識して業務

に取り組むよう、様々な機会を通じて機構のミッションについて啓発を図る。

- ・ 機構における業務及び会計の適正を期するため、内部監査を実施する。
- ・ 役員会及び外部有識者で構成される評議員会において、機構の業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。
- ・ 各業務の運営上のリスクについて、状況に即応したリスク対応の検討と見直しを実施するとともに、これに基づきリスクの低減を図るよう対処する。
- ・ 倫理及びコンプライアンスに関する研修等を実施し、役職員等の意識・モラルの向上を図る。

4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

- ・ 機構全体で、ICT 環境の整備に努め、ICT 活用やオンライン研修の一層の充実を推進するとともに、内部業務の電子化を図る。
- ・ 政府の方針等を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報セキュリティに関する規程及び運用手順等を遵守し、これに基づき PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策を講じ、機構で利用する全ての情報システムについて安全で適切な運用を継続して行う。
- ・ 情報セキュリティに関する研修等を実施し、役職員等の情報セキュリティに関する意識啓発を図る。

令和 4 年度独立行政法人教職員支援機構実施研修等事業について

学校教育関係職員に対する研修

1. 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員、次世代リーダー教員、4～8年経験教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修

(教職員等中央研修)

研修名	日数 回数	ユニット数 標準定員	研修の内容	受講対象
校長研修	5日間 4回	91ユニット 1,820人	地域において中心的な役割を担う校長、教員等を対象とした教職員等中央研修を行っています。学校組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント等に関する研修中の講義・演習とともに、研修後の成果活用を通して、1)学校が直面する課題に組織的に対応し、特色ある教育活動が自律的に展開できるよう推進するマネジメント力、2)当該地域において校長、教職員等の専門性向上を牽引する人材育成・研修推進力の習得をめざします。	以下の者であって、今後、学校経営、教育実践において各地域の中核としての役割が期待される者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭 ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校の事務長または、学校事務の共同実施におけるリーダー的な役割を担う者であって、今後、学校経営、教育実践において当該地域の中核として活躍が期待される者
副校長・教頭等研修	5日間 5回			
中堅教員研修	5日間 6回			
次世代リーダー育成研修	5日間 3回			
4～8年目教員育成研修	5日間 2回			
事務職員研修	5日間 4回			

2. 学校経営の観点から教職員の意識・意欲を高め学校の組織基盤の強化を目的とする研修

(学校経営に関する基盤研修)

研修名及び研修方法	日数 回数	ユニット数 標準定員	研修の内容	受講対象
①学校のマネジメントを推進する基盤研修				
<p>学校組織マネジメント研修</p> <p>研修方法：</p> <p>A. リアルタイム・オンライン研修（講義・演習ともに同時双方向）</p> <p>B. リアルタイム・オンライン研修（講義は収録済みのものを視聴）</p> <p>C. 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>A. 3日間 1回</p> <p>B. 3日間 1回</p> <p>C. 期間内 （約1か月）のうち3日間</p>	<p>A. 6ユニット 120人</p> <p>B. 6ユニット 120人</p> <p>C. 120人 ※ユニットを組まない</p>	<p>学校は、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、地域との連携、学校の資源等が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮する場である必要があります。</p> <p>本研修では、各学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、1) 学校ビジョンの構築、学校教育目標の具現化をマネジメントする専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力、を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校組織マネジメント上の課題の分析に関する協議 ・ 組織マネジメントを効果的に機能させた学校の取組事例に関する実践発表・協議 ・ 学校の戦略マップを作る演習 ・ 学校組織マネジメントに関する研修の企画・運営・評価に関する講義・演習 <p>※学習管理システムによる講義動画の配信オンライン研修には協議・演習を含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び教育センター等で学校マネジメントの普及・充実、研修企画を担当している者並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭であって、各地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生 <p>なお、教職経験のない教職大学院の学生は、学習管理システムによるオンライン研修のみ受講可</p>

<p>カリキュラム・マネジメント研修</p> <p>研修方法： A.リアルタイム・オンライン研修（講義・演習ともに同時双方向） B.リアルタイム・オンライン研修（講義は収録済みのものを視聴） C.学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>A.3日間 1回</p> <p>B.3日間 1回</p> <p>C.期間内 （約1か 月）のう ち3日間</p>	<p>A.6ユニット 120人</p> <p>B.6ユニット 120人</p> <p>C.120人 ※ユニットを 組まない</p>	<p>学校は、地域や学校の実態等に即し、学校の資源、特色を生かした適切な教育課程を編成し、実施する必要があります。新学習指導要領においても、「カリキュラム・マネジメント」の重要性が特に示されています。</p> <p>本研修では、新学習指導要領に基づき、学校において、校長のリーダーシップの下、組織的、計画的に「カリキュラム・マネジメント」を展開するための手立て、カリキュラムの自己点検・評価に関する手法等を習得します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の特徴を生かしたカリキュラム・マネジメントの先行事例に関する実践発表・協議 ・カリキュラム・マネジメントの促進のための校内研修と組織作りに関する演習 ・教育課程の自己点検・自己評価に関する演習 <p>※学習管理システムによる講義動画の配信オンライン研修には協議・演習を含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生 なお、教職経験のない教職大学院の学生は、学習管理システムによるオンライン研修のみ受講可
<p>②生徒指導及び教育相談を推進する基盤研修</p>				
<p>生徒指導基幹研修</p> <p>研修方法： リアルタイム・オンライン研修（講義は収録済みのものを視聴）</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>6ユニット 120人</p>	<p>社会の変化が著しい現代において、いじめ、暴力行為、自殺、不登校などは依然として学校教育推進上の大きな課題となっています。そのため、学校や教育委員会等による、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期解決の推進が一層求められており、学校の組織基盤を強化する必要があります。</p> <p>本研修では、学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、生徒指導に関する諸課題について検討・分析するとともに、学校内外の資源をマネジメントした組織的な生徒指導体制を構築するための手法等の習得を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、暴力行為、不登校などの問題行動等に適切に対応するための生徒指導体制づくりや未然防止に関する 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）

			<p>る協議・演習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットトラブルの未然防止及び解決に向けた指導等、生徒指導にかかわる今日的諸課題に関する講義・演習 ・ チーム学校を構築するためのコーチングの在り方等、今日的な生徒指導の進め方に関する演習・協議 	
<p>教育相談基幹研修</p> <p>研修方法： 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>期間内 (約1か月)のうち3日間</p>	<p>200人</p> <p>※ユニットを組まない</p>	<p>いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の諸問題は、依然として憂慮すべき状況にあります。さらに、虐待や貧困など新しい形の問題が顕在化し、生徒指導上の問題は一層多様化、深刻化しています。これらの問題に適切に対応するためには、教職員個人が問題を抱え込むことなく、「チーム学校」の観点から学校全体で組織的に取り組むことや、外部機関や家庭、地域との連携・協働を促進して、効果的に教育相談を推進することが求められています。</p> <p>本研修では、学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、日々の教育活動、学校の資源と外部関係機関等をマネジメントした組織的な教育相談体制を構築し、効果的に教育相談を実践するための手法等を習得します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談の現状と課題に関する講義 ・ 教育相談のマネジメントに関する講義 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生

<p>いじめ問題理解基幹研修</p> <p>研修方法： A. リアルタイム・オンライン研修（講義・演習ともに同時双方向） C. 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>A. 3日間 1回</p> <p>C. 期間内 （約1か月）のうち3日間</p>	<p>A. 6ユニット 120人</p> <p>C. 200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>いじめ防止対策推進法では、いじめの防止等の対策として、1）いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすること、2）いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護するため、関係諸機関が緊密に連携すること、を挙げ、これらに対し、組織的かつ総合的に取り組むことで、問題の根絶を目指すこととしています。</p> <p>本研修では、学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、いじめの未然防止及び早期発見等に必要な、組織的な生徒指導体制を構築するための手法等の習得を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るために必要な知識と技術の習得 ・ いじめ重大事態と、組織的な取組の考え方の演習・協議 <p>※学習管理システムによる講義動画の配信オンライン研修には協議・演習を含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生 <p>なお、教職経験のない教職大学院の学生は、学習管理システムによるオンライン研修のみ受講可</p>
<p>③児童生徒の統合的な発達を促進す基盤研修</p>				
<p>幼児教育専門研修</p> <p>研修方法： B. リアルタイム・オンライン研修（講義は収録済みのものを視聴） C. 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>B. 3日間 1回</p> <p>C. 期間内 （約1か月）のうち3日間</p>	<p>B. 6ユニット 120人</p> <p>C. 200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>幼児期の教育では、一人一人の子供が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められています。また、「子ども・子育て支援新制度」の施行を踏まえ、質の高い幼児教育を全国の全ての子供に保障する必要がある、より一層各園や保育所等の組織基盤を強化する必要があります。</p> <p>本研修では、各園・所や当該地域において指導的な役</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市の幼児教育担当主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者（認定こども園、保育所等の指導・助言を行う者を含む） ・ 国公私立幼稚園・保育所・認定こども園の教職員であって、各園や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生 <p>なお、教職経験のない教職大学院の学生は、学習管理システムによるオンライン研修のみ受講可</p>

			<p>割を果たすべく、幼児教育の現状と課題を捉え、諸課題について検討・分析するとともに、組織的な幼児教育推進体制を構築するための手法等の習得を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育要領の改訂の方向性を踏まえ、重視される課題（教育内容）について、各園での取組への生かし方の演習・協議 ・ 幼小接続について、小学校教育の観点から、幼児期の学びを押さえた取組の演習・協議 <p>※学習管理システムによる講義動画の配信オンライン研修には協議・演習を含まない。</p>	
<p>道徳教育推進研修</p> <p>研修方法：</p> <p>A. リアルタイム・オンライン研修（講義・演習ともに同時双方向）</p> <p>C. 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>A. 3日間 1回</p> <p>C. 期間内（約1か月）のうち3日間</p>	<p>A. 6ユニット 120人</p> <p>C. 200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>道徳教育は、教育の中核をなすものであり、学校における道徳教育は、学校のあらゆる教育活動を通じて行われるべきものです。</p> <p>本研修では、道徳教育を学校の円滑な運営において基盤となる領域と位置付け、道徳教育を担当する教職員や指導主事等に対し、1)道徳教育に関する諸課題の改善に向けて専門的知見を習得し、校長のリーダーシップの下、組織的な取組を推進する力、2)学校や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力、を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命の大切さ、規範意識の向上など児童生徒の実態に即した課題の明確化と道徳教育の効果的な推進に関する演習・協議 ・ 道徳的価値の自覚が一層図られるような体験活動の活用に関する演習・協議 ・ 学校の教育活動全体で取り組む道徳教育の推進に関する講義 <p>※学習管理システムによる講義動画の配信オンライン研修には協議・演習を含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生 <p>なお、教職経験のない教職大学院の学生は、学習管理システムによるオンライン研修のみ受講可</p>

<p>人権教育推進研修</p> <p>研修方法： 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>期間内 (約1か月)のうち3日間</p>	<p>C.200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>学校教育において、人権教育の一層の充実を図り、人権尊重の意識を高める取組を実施することとされており、各学校においては、「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」の提言を踏まえ、教科等指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通じて人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていかなければなりません。</p> <p>本研修では、各学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、人権教育に関する諸課題について検討・分析するとともに、人権尊重の精神に立った学校づくりに向けて、組織的な人権教育推進体制を構築するための手法等の習得を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の動きと学校における人権教育について講義 ・ 人権教育推進上の課題と改善策等について、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」等を踏まえた人権教育推進の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者(人権教育担当者を含む) ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う(予定を含む)教職大学院の学生
---	-----------------------------	------------------------------	--	---

3. 各学校や地域における現代的な教育課題に関する研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修
(教育課題に対応する指導者養成研修)

研修名	日数・回数	ユニット数・標準定員	研修の内容	受講対象
④児童生徒の安全・健康を促進する指導者養成研修				
<p>体力向上マネジメント指導者養成研修</p> <p>研修方法： 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>期間内 (約1か月)のうち3日間</p>	<p>C.200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>体力は、人間の活動の源であるとともに、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素です。子供たちが、現在及び将来の体力の向上を図るために、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭並びに教諭等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメン

			<p>本研修では、学校全体で校長のリーダーシップの下に、日々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした、学校や当該地域の実態等に即した子供たちの体力向上を図るための手法等を修得します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体で体力向上を推進するための効果的な組織マネジメント及びカリキュラム・マネジメントの在り方に関する講義 ・ 各地域での実践事例を基にした研究に関する講義 	<p>トを推進する指導者としての活動を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生
<p>健康教育指導者養成研修</p> <p>研修方法： 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>期間内 （約1か月）のうち3日間</p>	<p>C. 200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接にかかわるものです。児童生徒の心身の調和的な発達を図るためには、健康的な生活習慣を形成することが必要です。</p> <p>本研修では、学校全体で校長のリーダーシップの下に、日々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした学校や当該地域の実態等に即した健康教育推進のために必要な知識等を習得します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 深刻化する子供の心身の健康課題に関する知識を習得するための講義 ・ 医療機関や保健所などの地域の関係機関等との連携 ・ 協力に関する講義 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び養護教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生
<p>食育指導者養成研修</p> <p>研修方法： 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>期間内 （約1か月）のうち3日間</p>	<p>C. 200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>食は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっています。そのため、子供には、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせることが大切です。食生活の乱れや肥満・痩身傾向等、子供の食に関する課題を解決するためには、学校を核として家庭と連携し効果的に子供の食に関する自己管理能力の向上を目指すことが重要となります。</p> <p>本研修では、学校全体で校長のリーダーシップの下に、日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事、学校栄養職員等及び教育センターの研修担当主事等であって、食に関する指導を担当する者 ・ 食に関する指導において専門知識を有する栄養教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教

			<p>々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした学校や当該地域の実態等に即した食育推進のために必要な知識等を習得します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体での食育を進めるための全体計画の作成 ・ 栄養教諭の専門性を生かした教育指導の在り方に関する演習 ・ 学校の教育活動全体で食育を進めるための連携の在り方に関する研究協議 	<p>育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、教諭及び学校栄養職員等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生
<p>学校安全指導者養成研修</p> <p>研修方法：</p> <p>A. リアルタイム・オンライン研修（講義・演習ともに同時双方向）</p> <p>C. 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>A. 3日間 1回</p> <p>C. 期間内（約1か月）のうち3日間</p>	<p>A. 6ユニット 120人</p> <p>C. 200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>各地域・学校において児童生徒等の安全の確保が図られるよう、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校安全における三領域（生活安全・交通安全・災害安全）に関し、必要な知識等を習得します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三領域（生活安全・交通安全・災害安全）に関する講義 ・ 学校安全の教育及び管理に関する演習・協議 ・ 学校安全のカリキュラム・マネジメントに関する演習・協議 <p>※学習管理システムによる講義動画の配信オンライン研修には協議・演習を含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生 <p>なお、教職経験のない教職大学院の学生は、学習管理システムによるオンライン研修のみ受講可</p>

⑤学校のグローバル化を促進する指導者養成研修				
外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修	4日間 1回	4ユニット 80人	<p>「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、三重県と共同で開催する。</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒等の増加等を踏まえ、これらの児童生徒に対し適応指導・日本語指導を行うとともに、関係機関と連携し、受入れ体制を整備するなど、学校全体できめ細かな対応を図ることが重要である。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体での外国人児童生徒等の受入れ、指導（支援）体制作りに関する演習 ・ 学校外の機関との連携体制作りに関する演習 ・ 外国人児童生徒への効果的な教育の取組に関する研究協議（JSL（第2言語としての日本語）カリキュラム、外国人児童生徒の生活背景や学習経験等を踏まえた指導方法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者
小学校における外国語教育指導者養成研修	期間内 （約1か月）のうち3日間	200人 ※ユニットを組まない	<p>小学校の外国語教育においては、中学校との接続を意識し、児童が意欲的に取り組む活動の設定・指導及び学習評価を実施することが求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語教育の趣旨・在り方に関する研究協議 ・ 各地域における外国語教育の推進に関する演習 ・ 外国語教育（外国語活動、外国語科）の充実及び実施に向けた具体的方策等に関する研究授業視聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、義務教育学校及び特別支援学校、中学校外国語科の教諭等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生

⑥現代教育課題に対応する指導者養成研修				
<p>学校教育の情報化指導者養成研修</p> <p>研修方法： B.リアルタイム・オンライン研修（講義は収録済みのものを視聴）</p> <p>C.学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>B.3日間 1回</p> <p>C.期間内 （約1か月）のうち3日間</p>	<p>B.6ユニット 120人</p> <p>C.200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>各教科等における効果的な指導方法の開発、校務の効率化や学校経営の改善等を進めるには、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域や学校の実態に即して学校教育の情報化を組織的に推進することが求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一台端末環境とこれからの学校教育の演習・協議 ・教科指導におけるわかりやすい授業づくりのためのICT活用の演習・協議 ・情報教育による情報活用能力育成のための指導 ・学校における情報モラル教育と地域・家庭・企業との連携 ・学校組織マネジメントの視点に立った校務の情報化 ・学校教育の情報化推進のためのICT戦略づくり <p>※学習管理システムによる講義動画の配信オンライン研修には協議・演習を含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者（学校教育の情報化のための整備活動に関わる者を含む）であって、各地域において本研修内容を踏まえた管理職等への説明や学校の指導助言者等の指導者としての活動を行う者 ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者 ・当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生 <p>なお、教職経験のない教職大学院の学生は、学習管理システムによるオンライン研修のみ受講可</p>

<p>キャリア教育指導者養成研修</p> <p>研修方法： 地方における集合型研修</p>	<p>4日間 2回</p>	<p>4ユニット 80人</p>	<p>「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、富山県と共同で開催する。</p> <p>新学習指導要領におけるキャリア教育の方向性に基づき、児童生徒一人一人のキャリア意識を高め、それぞれにふさわしいキャリア形成を支援する資質・能力を育成することが求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア教育の推進における縦の連携と横の連携に関する演習 ・ キャリア教育推進のためのプログラム開発に関する演習 ・ キャリア教育のカリキュラム・マネジメント（指導計画等の評価・改善手法）に関する演習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者
---	-------------------	----------------------	---	--

学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

4. . 地方公共団体からの要請を踏まえて実施する事業

- ・ 外国語指導助手の招聘に関する事業
- ・ 英語教育海外派遣事業（※令和4年度は中止）
- ・ 産業・情報技術等指導者養成事業（工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、技術・家庭（技術）、技術・家庭（家庭））
- ・ 産業教育実習助手資質向上事業（農業）
- ・ 産業・理科教育教員派遣事業

年度計画予算
令和4年度計画予算

(単位：百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究及びその成果の普及	免許法認定講習等認定事務	教員資格認定試験実施事務		
収 入								
運営費交付金	389	13	190	61	38	147	384	1,223
補助金	0	0	8	0	0	0	0	8
施設整備費補助金	127	0	0	0	0	0	0	127
自己収入	14	0	0	0	0	27	0	41
計	530	13	199	61	38	174	384	1,399
支 出								
一般管理費	0	0	0	0	0	0	166	166
業務経費	312	7	144	43	22	147	0	674
人件費	91	7	23	19	16	27	197	379
特殊要因等経費	0	0	24	0	0	0	21	45
補助金事業費	0	0	8	0	0	0	0	8
施設整備費	127	0	0	0	0	0	0	127
計	530	13	199	61	38	174	384	1,399

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

収 支 計 画
令和4年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究及びその成果の普及	免許法認定講習等認定事務	教員資格認定試験実施事務		
費用の部	361	14	203	63	40	176	359	1,216
一般管理費	0	0	0	0	0	0	132	132
業務経費	263	7	155	44	23	147	0	638
人件費	98	7	24	19	17	29	218	413
特殊要因等経費	0	0	24	0	0	0	9	33
収益の部	361	14	203	63	40	176	359	1,216
運営費交付金収益	325	3	177	63	36	147	317	1,067
自己収入	14	0	0	0	0	27	0	41
補助金等収益	0	0	8	0	0	0	0	8
賞与引当金見返に係る収益	6	0	1	0	1	2	15	25
退職給付引当金見返に係る収益	1	0	0	0	0	0	6	8
資産見返運営費交付金戻入	15	11	16	0	2	1	22	66

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

資 金 計 画
令和4年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究及びその成果の普及	免許法認定講習等認定事務	教員資格認定試験実施事務		
資金支出	530	13	199	61	38	174	384	1,399
業務活動による支出	314	13	199	61	38	174	338	1,136
投資活動による支出	216	0	0	0	0	0	47	263
資金収入	530	13	199	61	38	174	384	1,399
業務活動による収入	403	13	199	61	38	174	384	1,272
運営費交付金による収入	389	13	190	61	38	147	384	1,223
補助金等による収入	0	0	8	0	0	0	0	8
自己収入	14	0	0	0	0	27	0	41
投資活動による収入	127	0	0	0	0	0	0	127
施設整備費補助金による収入	127	0	0	0	0	0	0	127

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。